

人 材 育 成 等 一 覧

【 研 修 】

区分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
保健 医療	看護師等教育研修	○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。	保健師、助産師、 看護師、准看護師	公益社団法人 島根県看護協会【委託】
	看護教員継続研修 事業	○看護基礎教育を一層充実させるため、養成所の看護教員の資質・能力向上を図る。	県内看護師等学校 養成所教員	島根県立大学 看護学部 【委託】
	地域保健専門職員 研修	○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。	市町村等地域保健 関係者	保健所
	難病医療等従事者 研修	○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。	難病患者支援医療 従事者	公益財団法人 ヘルスインスセンター 島根【委託】
	母子保健指導者研 修	○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。	母子保健福祉医療 関係従事者	健康推進課
	母子保健専門研修	○母子保健に関する専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。	市町村及び保健所 保健師等	健康推進課
	歯周疾患予防管理 研修	○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。	医師、歯科医師、 歯科衛生士、市町 村、保健所等	健康推進課 （（社）島根県 歯科医師会 【委託】）
	歯科保健従事者研 修	○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。	歯科医師、歯科衛 生士、保育所、幼 稚園、小学校、中 学校、市町村、保 健所等	健康推進課 （（社）島根県 歯科医師会 【委託】）
	市町村栄養士等食 育推進研修	○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るため、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。	保健所栄養士、市 町村栄養士等	健康推進課
	新任保健師等研修	○保健福祉医療行政の担い手として意識を確立し、地域で活動を展開するための基礎的知識と技術を習得する。	採用後概ね3年以 下の市町村及び保 健所保健師等	健康推進課
	中堅期保健師等研 修	○地域ケアシステム構築のための地域診断・計画策定・実施・評価のプロセスを実施し、システムの推進・進展を学ぶ。	市町村・保健所の 保健師、栄養士で 中堅的立場にある 者	健康推進課
プリセプター研修	○新任時期の保健師支援プログラム等を活用し、プリセプター及び指導者として現任教育ができる能力を育成する。	保健所及び市町村 のプリセプター	健康推進課	
中堅期・管理期保 健師等研修会	○公衆衛生看護管理者に必要な理念と役割を理解し、人材育成体制の構築、災害時公衆衛生活動体制の構築について学ぶ。	県及び市町村の中 堅期・管理期保健 師等	健康推進課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健医療	保健師育成支援事業	○退職保健師が育成トレーナーになって、新人保健師の家庭訪問や健康相談等の現場指導を行う。	採用1年目の保健師	健康推進課
	調理師食育研修	○地域での食育推進のため、調理師者を対象として、食育推進の活動を広げるための研修を実施する。	調理師等調理業務に従事している者	島根県調理師会連合会【委託】
	食育サポーター等育成研修	○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。	食育推進を行っている地域のリーダー等	保健所
	緩和ケアを行う開業医等研修事業	○在宅での緩和ケアを普及するため、医療用麻薬使用への抵抗感の解消や、緩和ケアに対する理解を進める。	開業医等	健康推進課及び委託
	各種がん検診従事者講習会	○検診機関等の検診の質の向上のため、検診や治療の現状について情報提供する。	医師・保健師・検診機関の検診担当者等	島根県環境保健公社【委託】
	がん相談員等養成・研修事業	○がん相談支援体制の強化のため、がん診療連携拠点病院等のがん相談員等を対象とした研修等や、がん相談会の実施に併せたがんピアサポーターの養成等を行う。	がん相談員等・がんピアサポーター等	島根大学医学部附属病院【委託】
	がん教育外部講師養成事業	○がん教育が全国展開するにあたり、授業をサポートする外部講師の養成を実施する。	がんサロン等患者団体、がん検診啓発サポーター、がんピアサポーター、医療従事者等	健康推進課
	中央研修派遣研修 (1) 業務別研修 (2) 職種別研修 (3) 地域保健全般	○専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	保健師・栄養士等	国立保健医療科学院、厚生労働省等
	D P A T (災害派遣精神医療チーム) 養成研修	○自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等が発生した場合に、D P A Tを派遣して専門的な精神科医療の提供と精神保健活動の支援を円滑に行うために、必要な体制を整備する。 ・先遣隊：県立こころの医療センター ・後続隊：県内病院	県内の精神科病院に所属する医師、看護師等	障がい福祉課
	島根県予防接種担当者研修会	○県内における予防接種事業の推進にあたり、事故等を未然に防止し、安全かつ効果的な実施を図るため、予防接種業務担当者に基づき知識及び最新情報等について研修を行う。	市町村、保健所、保健環境科学研究所及び関係医療機関等の予防接種業務担当者	薬事衛生課
	新規結核担当者研修	○結核対策を推進していくため、結核についての知識を習得するための研修を行う。	保健所新規結核担当者及び希望担当者	薬事衛生課
肝炎医療コーディネーター養成・継続研修	○肝炎対策を推進するため肝炎医療に関する普及啓発、肝炎患者への情報提供等の支援を行う者を養成し、更に技能向上のため継続研修を実施する	医師、保健師等(職種不問)	薬事衛生課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健衛生	食品衛生推進員研修	○食品衛生の向上を図り、県民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法第61条の規定に基づき、島根県食品衛生推進員を委嘱している。推進員が県内の食品関係事業者からの相談に応じ、また、助言その他の活動を円滑に実施するため、推進員養成講習及び推進員実務講習を行う。	食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することに熱意と識見を有する者で、社会的信望のある者	保健所
介護	介護職員初任者研修	○介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるよう研修を行う。	訪問介護事業に従事しようとする者等	県が指定する事業者
	認知症介護実践研修	○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。	介護保険事業所の従事者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症対応型サービス事業開設者研修	○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症対応型サービス事業管理者研修	○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症介護指導者養成研修	○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。	医師、看護師、介護職員等	認知症介護研究・研修センター【委託】
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	○病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。	医師、看護師等医療従事者	高齢者福祉課
	介護支援専門員実務研修	○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	(社福)島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会
介護職員等による医療的ケアの実施のための指導者講習	○たんの吸引等の医療行為に従事する介護職員を養成するために実施する研修の講師及び指導者を養成することを目的とする。	医師、保健師、助産師、看護師	高齢者福祉課 障がい福祉課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
	介護職員等による医療的ケアの実施のための介護職員向け研修	○平成24年度から所定の研修を終了した介護職員によるたんの吸引等の医療行為が実施できるようになったことから、適切な処理ができる介護職員の養成を目的とする。	たんの吸引等の医療行為に従事しようとする介護職員	高齢者福祉課 障がい福祉課 または委託
児童	放課後児童支援員認定資格研修	○放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能の補完及び業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。	放課後児童クラブに従事しようとする者	子ども・子育て支援課
	放課後児童支援員キャリアアップ研修	○放課後児童クラブの従事者等の資質向上を図り、より実践的な支援員の育成を目指す。	放課後児童クラブ従事者、放課後子ども教室参画者	子ども・子育て支援課 社会教育課
	子育て支援員研修	○地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。	子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者及び現に従事する者	子ども・子育て支援課
	保育士キャリアアップ研修等	○技能、経験を積んだ保育士等に対し、保育士等としてのキャリアアップのための研修を実施する。	保育所職員 保育士として保育所への就職を希望する者	子ども・子育て支援課
	中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スーパーバイザー研修 ○児童心理司スーパーバイザー研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか	○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	児童相談所職員 (児童福祉司・児童心理司等)	子どもの虹情報研修センター
	○児童福祉司の任用前講習会 ○児童福祉司の任用後研修 ○要保護児童対策調整機関の専門職研修	○H28児童福祉法改正により義務化された研修の実施により、専門性の向上を図る。	市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員	青少年家庭課
	主任児童委員研修会	○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。	主任児童委員	島根県民生児童委員協議会 【委託】
	子どもと家庭の相談機関連絡会議(担当者会議)	○子どもや子育てに関する相談・支援を行う機関が連携し適切に対応するため、情報交換をするとともに、相談対応の技術向上を図るための研修を実施する。	子どもと家庭からの相談窓口を有する機関・団体	青少年家庭課 教育庁教育指導課
	児童虐待対応職員資質向上研修(児童相談所専門研修会)	○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。	児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、	中央児童相談所

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
児童	里親研修 (基礎研修・登録前研修・更新研修)	○里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。	里親登録者及び里親登録希望者	青少年家庭課各児童相談所
	児童相談所等新任職員研修会 (前期・後期)	○児童相談所、わかたけ学園等に勤務することとなった新任職員に対し、児童福祉の基本的業務に関する研修を実施し、資質の向上を図る。	児童相談所、わかたけ学園及び女性相談センターの新任職員	中央児童相談所
女性	女性相談員・担当者専門研修	○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。	女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等	青少年家庭課女性相談センター
	女性相談員・女性相談担当者新任研修	○新たに女性相談業務に従事する女性相談員及び女性相談担当者が、女性保護業務や相談業務についての基本的知識を習得することにより、業務の円滑な実施を図る。	女性相談センター及び児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者であって新任の職員	女性相談センター
	性暴力被害者支援員専門研修	○女性相談センター、児童相談所等において性暴力被害者からの相談支援に携わる職員に対し、適切な支援を行うことができるよう、必要な知識や技能の習得を図る。	女性相談センター、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者その他性暴力被害者への支援に携わる者	(一社)しまね性暴力被害者支援センターさひめ【委託】
母子福祉	母子・父子自立支援員等研修	○母子父子自立支援員及び母子父子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子家庭等相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。	母子父子自立支援員、母子父子寡婦福祉担当職員	青少年家庭課
障がい者福祉	相談支援従事者研修	○障がい者の地域生活を支援するため、個々の障がい者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。	相談支援専門員及びサービス管理責任者になろうとする者並びに市町村相談支援担当者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	サービス管理責任者研修	○障害福祉サービス(日中活動系・居住系)の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要な知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。	障害福祉サービスのサービス管理責任者として従事しようとする者(現にサービス管理責任者として従事している者を含む)	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	児童発達支援管理責任者研修	○障がい児支援の適切なサービス提供がなされるよう、事業の実施に必要な知識・技能をもつ児童発達支援管理責任者を養成する。	児童発達支援管理責任者として従事しようとする者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	同行援護従事者養成研修	○視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がい者(児)に対して、外出時において当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を行うことに関する一般的な知識及び技術を修得するための研修を行う。	同行援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
障がい者福祉	重度訪問介護従事者養成研修（基礎・追加課程）	○重度の肢体不自由児（者）であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	居宅介護従事者フォローアップ研修	○障がい児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障がいに関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障がい固有の対応が必要であることから、様々な障がい者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。	障がい者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であって、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	地域生活移行・地域定着支援研修会	○医療と福祉の連携推進及び、関係職員のスキルアップ研修会を行う。	精神科医療機関 相談支援事業所 介護支援事業所 市町村 保健所等	障がい福祉課 保健所
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	○自傷や他害行為に代表される著しい行動障がいがある人に対して、様々な障がい福祉サービス事業所において適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的に研修を行う。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障がいのある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	○強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様の内容とし、同時に開催する。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障がいのある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	○基礎研修を修了し、一定程度の経験を重ねた者を対象とし、強度行動障がい者の障がい特性を考慮した支援計画の作成が可能な人材を養成することを目的とする。 *基礎研修と実践研修の両方を修了した者は、行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障がいのある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	精神保健福祉相談員資格取得講習	○精神保健福祉分野における複雑かつ困難な案件に関する相談対応等が可能となるよう、精神保健福祉相談員を養成する研修を実施する（障害者総合支援法、精神保健福祉法）。	市町村及び保健所保健師	健康福祉部（保健環境科学研究所）
第三者評価	福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続研修	○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」 ・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」	第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】